

### 学校における薬の取り扱いについての基本的な考え方

臨時薬(かぜ薬等)は体調不良時に必要なものです。  
自宅でしっかり休養し、学習活動が可能となる体調に回復するまでは、  
自宅で様子を見て頂くようお願いします。



### 服薬介助を依頼する場合、下記の内容のご理解とご協力をお願いします。

1. 服薬介助とは、生徒が正しく服薬するのを見守ることです。
2. 薬の依頼は、健康状態やその効果・使用方法に応じては依頼を受けられない場合があります。
3. 薬は、医師より処方されたものに限りです。
  - ◇市販薬は、現在の症状に適切な薬であるか医師等によって判断されたものではないため、市販薬の服薬介助を行うことはできません。
  - ※医師が市販薬の使用可能と判断した場合は、服薬介助できますので、保健室へ相談ください。
  - ◇以前に処方されて残っていた薬、兄弟に処方された薬等も対応できません。
4. 応急薬：応急処置としてやむを得ず使用する薬(使用基準や特別な判断が必要な薬)は、主治医の意見書の提出をお願いします。
  - ◇文書料は保護者負担でお願いします。
  - ◇解熱剤は、主治医の意見書があっても預かれません。
  - ◇主治医の意見書の内容を管理者・養護教諭で確認し、学校での介助が難しいと判断した場合は、依頼を受けられない場合もあります。
5. 薬を依頼する場合は、**自宅で服用させ、副作用の有無等の十分な観察を行った後、依頼してください。**
6. 薬はご家庭で薬ケースに1週間分をセットして持ってきてください。
  - ◇学校では、特定の職員が必ずいつも対応できる体制ではないことや、職員が薬を判断することはできないため、1回に服用する薬をあらかじめ分けるなどして持ってきてください。
  - ◇(頓服薬)対象者が複数いるため、混同しないように必ず全てに記名をしてください。
  - ◇服薬等に際して必要な物品等があれば併せて持参し、使用方法、注意点についても誰でも分かりやすいように明記しておいてください。
7. 誤薬、過剰摂取等の非常事態が生じた場合は、発熱時等と同様に保護者も学校と一緒に対応していただきますようお願いいたします。

**服薬介助を依頼する場合は、下記の内容を確認し、必要な書類の提出をお願いします。**

服薬依頼書の記入もれや薬の説明書がないなど書類に不備がある場合、服薬介助はできませんので、ご了承ください。

薬の例		提出書類
応急薬	応急処置としてやむを得ず使用する薬 (けいれん発作、喘息発作など)	◇主治医の意見書→医師記入 ◇薬の説明書
定期薬	毎日定時に使用する薬 (抗けいれん薬、抗アレルギー薬、向精神薬など)	◇服薬依頼書(定期・臨時薬用) →保護者が記入してください ◇薬の説明書
臨時薬	期間が短期間で一時的に使用する薬 (かぜ薬、目薬、塗り薬、湿布など)	
頓服薬	頭痛時、痛み止めなど医師より処方された薬	◇服薬依頼書(頓服用) →保護者が記入してください ◇薬の説明書

## 通学する3年生の保護者の方へ

### 1. 服薬介助を依頼する場合

服薬介助実施依頼書(通学者用)を使用してください。

### 2. 服薬介助を依頼せず、薬を自己管理する場合

提出する書類はありません。保護者・生徒本人で管理をお願いします。